名　称	能美市自主防災組織整備事業補助金交付要綱（抜粋）
目　的	自主防災組織が行う防災用資機材等の整備及び防災訓練等の実施に対する補助金の交付

（交付対象者）

１．自主防災組織を運営し、防災訓練等を年１回以上実施する町会・町内会

（補助申請）

１．区分ごとに１年度１回限り。

２．補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施前に補助金交付申請書に必要な書類を添えて申請しなければならない。

（補助対象経費）

１．補助金の交付対象となる区分及び補助金の額は下表のとおりとする。

区分	対象品目		補助率（%）	限度額
(1) 防災倉庫の整備に必要な経費	防災活動に必要な防災資機材を収納する倉庫の整備費（購入・新築・改修・修繕）		１／２	２５０，０００円
(2) 土のうの整備に必要な経費	水防活動に必要な土のうの作成経費及び保管のために必要な備品の調達に係る経費 土のう（袋、砂等の材料費、作成を業者委託も可）、パレット、防水遮光シート、ロープ、カゴ		１／２	１００，０００円
(3) 防災資機材の購入に必要な経費	消火用具	消火器、消火器収納箱、バケツ、ジェットシューター、ホース、放水補助器具、ノズル、ハンドル、消防活動被服・装備等	１／２	１００，０００円 ただし、５００世帯を超える町会又は町内会は１００，００円に世帯（５００世帯超過分）×２００円を加算した金額を限度額とする。（当該年度４月１日現在の世帯とする。） （１，０００円未満は切捨て）
	救出用具	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、油圧ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、つるはし、かけや、レスキューキット等		
	救護用具	救急セット、テント、担架、毛布、シート、救命胴衣、車椅子、簡易トイレ、簡易ベッド、ＡＥＤ（部品交換を含む。）等		
	避難用具	リヤカー、ライト、のぼり旗、メガホン、警笛、投光器、発電機、コードリール、トランシーバー、ラジオ等		
	給食・給水用具	給水タンク、ろ水装置、釜、鍋、やかん、はんごう、コンロ等		
	水防用具	合羽、長靴、土嚢袋、ヘルメット、ボート等		
(4) 防災訓練又は防災知識の啓発活動に必要な経費	防災訓練・研修	訓練用消火器、ゼッケン、のぼり旗、教材用DVD・教材用テキスト、訓練啓発に係る印刷費、訓練資機材の借上げ料等	１／２	５０，０００円に世帯割として１世帯×１００円を加算した金額を限度額とする。（当該年度４月１日現在の世帯とする。）（１，０００円未満は切捨て）
	防災マップ	防災マップの作成に係る経費		

（事務担当）

この要綱に基づく補助金に関する事務は、総務部危機管理課（TEL：58-2201、場所：本庁舎１階）で担当する。

電子申請はこちらのＵＲＬもしくはＱＲコードから申請して下さい

【ＵＲＬ】	【ＱＲコード】
https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1193	

※平成２５年４月１日から施行　※平成３１年４月１日改正

※令和５年４月１日改正　※令和７年４月１日改正